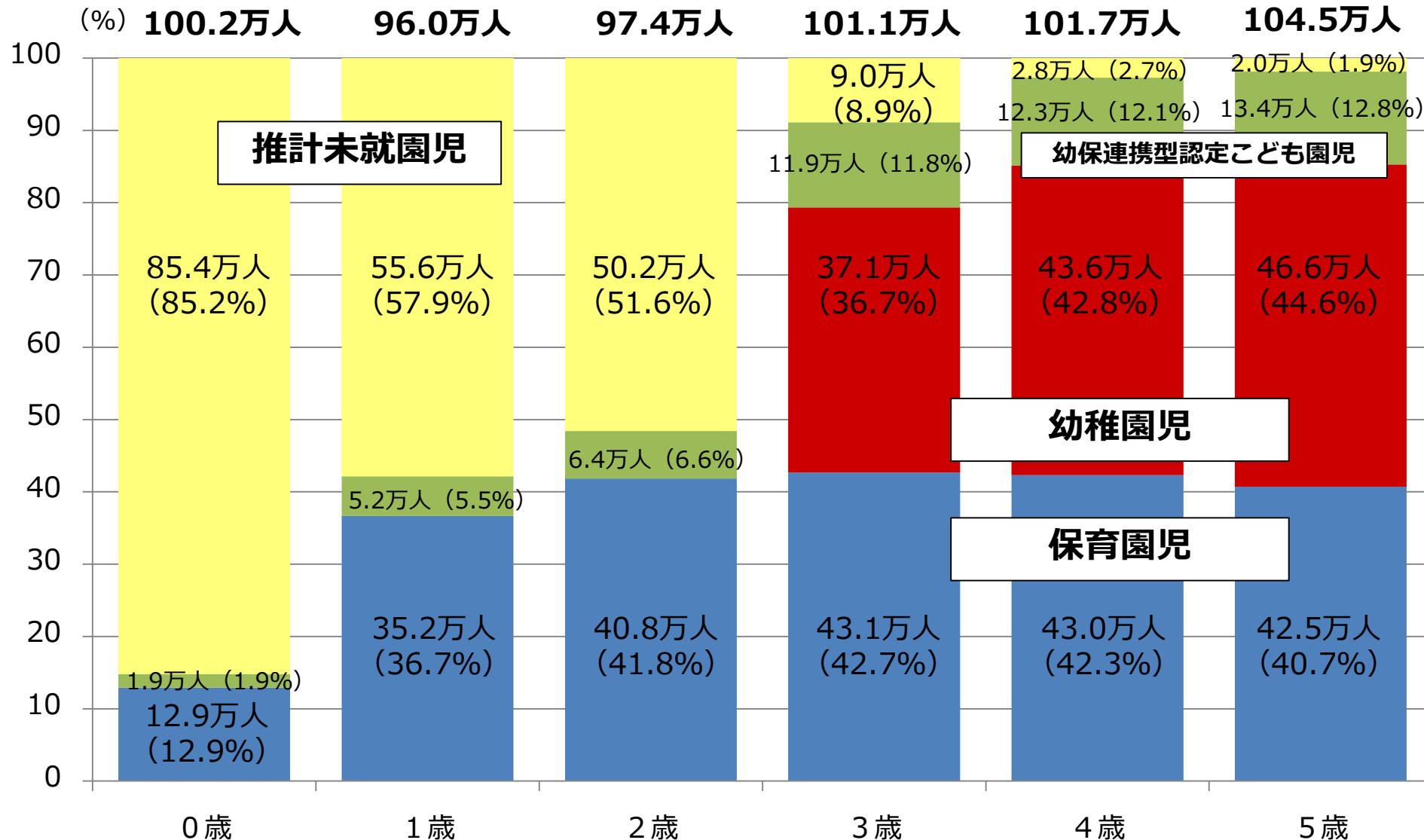


認可外保育施設・幼稚園預かり保育の 現状について

内閣府・文部科学省・厚生労働省

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H29）

該当年齢人口



※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

認可外保育施設の届出・指導監督等について①

○ 認可外保育施設(※)には、事業所内保育施設、ベビーホテル、企業主導型保育施設などがあり、児童福祉法に基づき、都道府県等(都道府県、政令指定都市及び中核市)に対して、設置の届出、定期報告等が義務づけられている。

1 施設の把握

設置の届出
(法第59条の2)

2 利用者への情報提供

- (1) 事業者による利用者への情報提供
 - ① 施設の概要やサービス内容の提示義務
(法第59条の2の2)
 - ② 利用者に対する契約内容等の説明
(法第59条の2の3)
 - ③ 利用者に対する契約書面の交付義務
(法第59条の2の4)
- (2) 自治体による利用者への情報提供
(法第59条の2の5)
 - ① 事業者による都道府県知事等への運営状況の報告
 - ② 都道府県等による公表及び市町村下の情報提供

3 悪質な施設の排除

指導監督(報告徴収・立入検査)
改善勧告
事業停止命令
等(法第59条)

(※) 地方単独保育施設(自治体が関与し、一定の質の確保された保育サービスを提供している認可外保育施設)を含む。
例: 認証保育所(東京都)、横浜保育室(横浜市)、川崎認定保育園(川崎市)

認可外保育施設の届出・指導監督等について②

＜届出対象・対象外施設＞

- ・認可外保育施設については、設置の届出が義務づけられているが、下表の施設は、児童福祉法施行規則により、例外的に届出の対象外(ただし、企業主導型保育事業を実施する施設は除く。)とされている。
- ・都道府県等が行う指導監督は、届出対象外施設を含む全ての認可外保育施設が対象。

届出対象外施設種別	左記の例外として届出対象となるもの
事業所内保育施設(企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を預かる施設)	従業員の乳幼児以外の乳幼児を預かる施設
店舗等において顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例)デパート、自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等の一時預かり施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児を預かる施設
臨時に設置された施設 (例)スキー場やバーゲン期間のみ開設されたデパートの一時預かり施設	6か月を超えて設置される施設
親族間の預かり合い(設置者の四親等以内の親族が対象)	親族の乳幼児以外の乳幼児を預かる場合
設置者の親族、親族に準じた密接な人的関係がある者による預かり (例)乳幼児の保護者と親しい友人や隣人の預かり	広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合
一時預かり事業を行う施設	事業の対象となる乳幼児以外の乳幼児を預かる施設
病児保育事業を行う施設	事業の対象となる乳幼児以外の乳幼児を預かる施設

認可保育所と認可外保育所の設置基準

項目	認可保育所(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)	認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準)
職員	・配置基準 (児童):(保育士) 0歳児 3 : 1 1、2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 ※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり ※ただし、保育士は最低2名以上配置 ・保育士のみ	・主たる保育時間11時間 ⇒最低基準に規定する数以上 ・11時間を超える時間帯 ⇒現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 ・保育者の3分の1以上が保育士又は看護師資格が必要
設備	○2歳未満 ・乳児室の面積 1.65㎡以上／人 ・ほふく室の面積 3.3㎡以上／人 ・医務室、調理室、便所 ○2歳児以上 ・保育室又は遊戯室 1.98㎡以上／人 ・屋外遊戯場 3.3㎡以上／人 ・調理室、便所	・保育室 1.65㎡以上／人 ・調理室、便所
非常災害に対する措置	・消火用具、非常口の設置 ・定期的な訓練の実施	・消火用具、非常口の設置 ・定期的な訓練の実施
児童の処遇	○保育の内容 ・養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、その内容については保育所保育指針に従う。 ○給食 ・児童の健全な発育に必要な栄養量を含む ・献立の作成 ○健康診断	※ 保育の内容については、保育所保育指針に準じる。

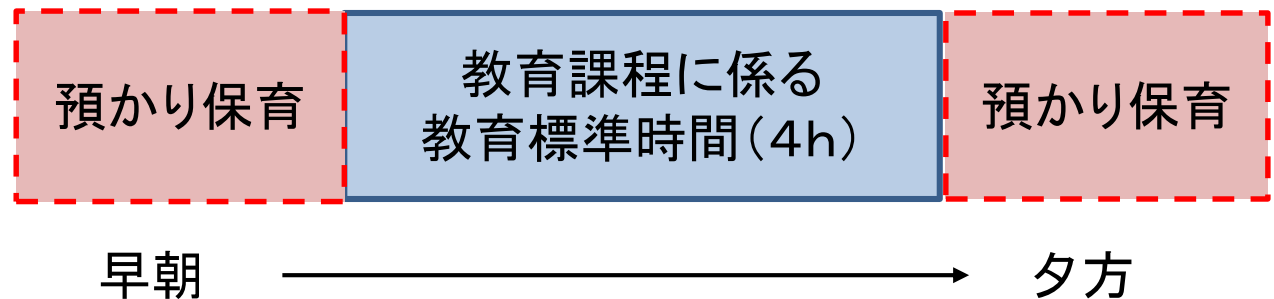
(注)認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことが望ましい。

幼稚園における「預かり保育」について

○幼稚園においては、保護者の保育ニーズに対応して、教育課程に係る教育時間（4時間）の前後に園児を預かる「預かり保育」を実施（私立96.5%、公立66.0%（出典：平成28年度幼児教育実態調査））。
これにより、3歳以上の待機児童の抑制・減少にも寄与。

○平成10年から、教育課程を編成する際の国の基準である幼稚園教育要領に、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」として位置付け、実施に当たっての留意事項を示しており、各園ではこれに基づき対応。

〈正規の教育時間と預かり保育〉



〈幼稚園数・園児数〉

（平成29年5月1日現在）

区 分		合 計	国 立		公 立		私 立	
幼 稚 園 数		11,044 園	54 園	0.5%	4,108 園	37.2%	6,882 園	62.3%
園 児 数	合 計	1,273,358 人	5,360 人	0.4%	206,118 人	16.2%	1,061,880 人	83.4%
	3 歳 児	370,700 人	1,286 人	0.3%	36,059 人	9.7%	333,355 人	89.9%
	4 歳 児	436,283 人	2,038 人	0.5%	75,002 人	17.2%	359,243 人	82.3%
	5 歳 児	466,375 人	2,036 人	0.4%	95,057 人	20.4%	369,282 人	79.2%

（出典：平成29年度学校基本調査）

【参考】幼稚園・認定こども園における預かり保育利用実態調査

1. 趣旨

幼稚園・認定こども園における預かり保育の無償化の検討に当たり、基礎的なデータを把握する。

2. 調査内容

(1) 調査対象施設

公立・私立の幼稚園・認定こども園(※悉皆調査)

(2) 主な調査項目

- 預かり保育の利用人数
- 預かり保育を利用している保護者の就労等の状況(就労時間数、就労以外の保育認定事由への該当性を含む)
- 就労等をしている保護者の利用実態(利用日数、利用時間、利用者負担額など)

(3) 調査時点

平成28年度(1年間の実績を調査)

保育の必要性の認定

事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



区分(保育必要量)

以下の2区分

・「保育標準時間」(11時間)
月120時間就労(フルタイムを想定)

・「保育短時間」(8時間)
月48～64時間就労(パートタイムを想定)

※この範囲で市町村が決める。

※※例えば週3日・4時間勤務(月48時間就労)の場合でも、毎日(月～土)8時間保育所を利用することができる。



優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由